

岩手県告示第477号

令和元年10月4日付け岩手県報第11927号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第334号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 宮古市鈴久名第3地割13の5、13の7、51の19

(2) 所在が不明である通知の相手方 坂本剛、東洋林業株式会社、中野理三、西川雅人

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所